

問題7 次の文章は、法人の人権享有主体性に関する最高裁判所判決の一節である。この判決の考え方から導かれる内容として、妥当なものはどれか。

憲法上の選挙権その他のいわゆる参政権が自然人たる国民にのみ認められたものであることは、所論のとおりである。しかし、会社が、納税の義務を有し自然人たる国民とひとしく国税等の負担に任ずるものである以上、納税者たる立場において、国や地方公共団体の施策に対し、意見の表明その他の行動に出たとしても、これを禁圧すべき理由はない。のみならず、憲法第三章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用されるものと解すべきであるから、会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進または反対するなどの政治的行為をなす自由を有するのである。

(最大判昭和45年6月24日民集24巻6号625頁以下)

- 1 法人の活動は、結局はその効果が自然人に帰属することとなるから、自然人のみを人権享有主体とすれば足りる。
- 2 生存権や人身の自由のような人権規定は、内国の法人にも広く適用されなければならない。
- 3 会社が政党に寄付をすることは、事の性質上、国民個々の選挙権その他の参政権の行使そのものに直接影響を及ぼすものであるから、国民の参政権の侵犯であるといわなければならない。
- 4 会社によって政治資金の寄付がなされた場合、政治の動向に影響を与えることがあったとしても、これを自然人たる国民による寄付と別異に扱うべき憲法上の要請があるものではない。
- 5 会社について、法律をもって、地方公共団体の長、議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではない。

問題8 法人の憲法上の権利に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 労働組合は、その目的を達成するために必要であり、かつ、合理的な範囲内において、その組合員に対する統制権を有する。
- 2 税理士会は、会社とはその法的性格を異にする法人であって、その目的の範囲については会社と同一に論ずることはできない。
- 3 税理士会が政党など政治資金規正法上の政治団体に金員の寄付をすることは、税理士に係る法令の制定改廃に関する政治的要求を実現するためのものであれば、税理士会の目的の範囲内の行為である。
- 4 弁護士会が、特定の法案につき国民の基本的人権を侵害するものであるとの理由で、当該法案に反対する旨の総会決議を行った場合、その決議は有効である。
- 5 司法書士会が大規模な自然災害により被災した他の地域の司法書士会に復興支援拠出金を寄付するために特別に負担金を徴収することは、その権利能力の範囲内である。

問題 7	正解	4	① 法人の人権	重要度★★★
------	----	---	---------	--------

本問で引用されている最高裁判所判決は、八幡製鉄事件判決である(最大判昭45. 6. 24)。

- 1 × 八幡製鉄事件判決は、本問引用部分で「憲法第三章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用される」とし、法人の人権享有主体性を認めている。したがって、本肢は、八幡製鉄事件判決の考え方から導かれるものではない。
- 2 × 八幡製鉄事件判決は、本問引用部分で「憲法第三章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用される」とし、「性質上可能なかぎり」法人に人権を認めているが、生存権や人身の自由は、自然人にのみ認められると考えられる人権であり、法人にも保障することが性質上可能であるとはいえない。したがって、本肢は、八幡製鉄事件判決の考え方から導かれるものではない。
- 3 × 八幡製鉄事件判決は、本問引用部分で「会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進または反対するなどの政治的行為をなす自由を有する」とし、会社の政治活動の自由を保障している。同判決は、本問引用部分に続いて「政治資金の寄附もまさにその自由の一環」であるとしている。したがって、本肢は、八幡製鉄事件判決の考え方から導かれるものではない。
- 4 ○ 八幡製鉄事件判決は、本問引用部分で「会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進または反対するなどの政治的行為をなす自由を有する」とし、会社の政治活動の自由を保障している。同判決は、本問引用部分に続いて「政治資金の寄附もまさにその自由の一環であり、会社によってそれがなされた場合、政治の動向に影響を与えることがあったとしても、これを自然人たる国民による寄附と別異に扱うべき憲法上の要請があるものではない」としている。したがって、本肢は、八幡製鉄事件判決の考え方から導かれるものである。
- 5 × 八幡製鉄事件判決は、本問引用部分で「憲法上の選挙権その他のいわゆる参政権が自然人たる国民にのみ認められたものである」とし、会社のような法人には選挙権を認めていない。したがって、本肢は、八幡製鉄事件判決の考え方から導かれるものではない。

問題 8	正解	3	（テ） I マ 法人の人権	重要度★★★
------	----	---	---------------------	--------

- ◆1 ○ 最高裁判所の判例は、労働組合は、その目的を達成するために必要であり、かつ、合理的な範囲内において、その組合員に対する統制権を有するとしている（三井美唄事件：最大判昭43. 12. 4）。
- 2 ○ 最高裁判所の判例は、税理士会は、会社とはその法的性格を異にする法人であって、その目的の範囲については会社と同一に論ずることはできないとしている（南九州税理士会政治献金事件：最判平8. 3. 19）。
- 3 × 最高裁判所の判例は、税理士会が政党など政治資金規正法上の政治団体に金員の寄付をすることは、たとえ税理士に係る法令の制定改廃に関する政治的要求を実現するためのものであっても、税理士会の目的の範囲外の行為であるとしている（南九州税理士会政治献金事件：最判平8. 3. 19）。
- ◆4 ○ 最高裁判所の判例は、弁護士会が、特定の法案につき国民の基本的人権を侵害するものであるとの理由で、当該法案に反対する旨の総会決議を行った場合、その決議は有効であるとしている（最判平10. 3. 13）。弁護士会の目的は基本的人権を擁護し社会正義を実現することであり、法案に反対する旨の総会決議を行うことは、その目的の範囲内の行為だからである。
- 5 ○ 最高裁判所の判例は、司法書士会が大規模な自然災害により被災した他の地域の司法書士会に復興支援拠出金を寄付するために特別に負担金を徴収することは、その権利能力の範囲内であるとしている（群馬司法書士会事件：最判平14. 4. 25）。司法書士会の活動範囲には、その目的を遂行する上で直接または間接に必要な範囲で、他の司法書士会との間で業務その他について提携、協力、援助等を行うことも含まれるからである。